

大阪市告示第348号

次の施設について、大阪市こども本の森中之島条例（平成30年大阪市条例第76号）第5条第2項の規定により読み替えられた同条例第4条第2項の規定に基づき、次のとおり供用時間の変更について承認したので、同条例第5条第2項の規定により読み替えられた同条例第4条第3項の規定に基づき告示する。

令和7年3月14日

大阪市長 横山英幸

施設名	年 月 日	供用時間
大阪市こども本の森 中之島	令和7年4月13日（日）から 同年10月12日（日）までの毎週 土曜日及び日曜日、並びに同年 10月13日（月）	午前9時30分から 午後7時まで

（経済戦略局文化部文化課）